

貨物用自動車賃貸借契約書（案）

沖縄県立大平特別支援学校 古我知 博樹（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、貨物用自動車（以下「自動車」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約対象車両及び使用の本拠地又は保管場所）

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる自動車を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 使用の本拠地又は保管場所 | 沖縄県立大平特別支援学校 |
| (2) 年式・車名 | 軽自動車 多目的ダンプ（電動） |
| (3) 登録番号 | _____ |
| (4) 車台番号 | _____ |
| (5) 数量 | 1台 |
| (6) 付属品 | 仕様書記載のとおり |

- 1 契約期間初日に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第2条 賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 自動車の賃貸借料は、総額 金 円（内消費税額 円）
月額 金 円（内消費税額 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方税消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（内訳）

令和6年度	円（うち消費税	円）
令和7年度	円（うち消費税	円）
令和8年度	円（うち消費税	円）
令和9年度	円（うち消費税	円）
令和10年度	円（うち消費税	円）

- 2 第12条、第13条、第14条及び第17条による契約解除等により、賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の賃貸借料は日割り計算によるものとする。
- 3 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に銀行振込にて支払うものとする。

4 甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に従い、前項に定める賃貸借料の支払いを遅延した場合は、遅延利息を加算して乙に支払うものとする。

5 消費税額は、消費税法所定の税率に変動がある場合は、甲乙で協議し変更契約書をもって、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

(契約保証金)

第4条 乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第101条によるものとする。

(費用負担)

第5条 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第6条 乙は、この契約期間中賃貸借自動車について、甲を被保険者とする次の自動車保険契約を締結するものとする。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| (1) 対人賠償責任保険 | 保険金額 | 無制限 |
| (2) 対物賠償責任保険 | 保険金額 | 無制限 |
| (3) 人身傷害補償保険 | 保険金額 | 3,000万円 (1名につき) |
| (4) 車両保険 | 賃貸借自動車を補償しうる額 | (免責0円) |

(保守点検)

第7条 乙は、この契約期間において、次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備および継続検査のための点検整備
- (2) 乙が定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリーを含む)

2 自動車の整備、交換及び修理は、原則として乙の整備工場 (乙が委託した第三者の工場を含む) で実施する。車両の引き取り及び引き渡しは乙が行うものとする。

なお、甲は前項に定める点検整備の時期及び部品等の交換が必要な際は、事前に乙と調整し搬入場所及び日時等について、乙の指示に従うものとする。但し、緊急の他やむを得ない事情により他で実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

(代車の提供)

第8条 乙が前条1項に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(善良なる管理者の注意等)

第9条 甲は、自動車の保管及び使用にあたっては、善良な管理者としての注意義務を負うものとする。

(他の機械器具の取付、機器の改造、移転)

第10条 甲は、次に定める事項については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 自動車に他の機械器具を取付ける場合
- (2) 自動車を改造する場合
- (3) 自動車の保管場所を沖縄県立大平特別支援学校から移転する場合

2 前項の場合に要する費用は、いずれも甲の負担とする。

(甲の修理費負担)

第11条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約から生ずる権利もしくは義務は、これを第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密漏洩の防止及び個人情報の保護)

第13条 甲乙双方は、この契約に定める業務の遂行上及びこれに関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約解除)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 甲又は乙の責めに帰する事由によりこの契約を履行することができない場合。

2 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約のため、契約開始年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算に減額又は削除があった場合。ただし、予算の範囲内における契約変更等双方が検討した上で契約を継続することが困難とした場合に限る。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

4 甲及び乙は、第1項及び第2項により契約を解除する場合は、文書により相手方に通知するものとする。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表

者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 乙は、故意もしくは重大な過失により、甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(車両の滅失等)

第19条 甲は、自動車が滅失または盗難に遭い回収の見込みが無い時、または損傷して修理不能となった時は、直ちに乙に報告するものとする。なお、発生した損害のうち車両保険で補填されない費用については、甲乙で協議し精算額の確定及び清算後に、この契約は終了するものとする。

(自動車の撤去等)

第20条 甲は、契約満了後、直ちに乙の指定する日時及び場所に自動車を返還しなければならない。

2 前項に定める自動車返還が甲の責により遅滞した場合は、甲は遅滞によって生じた賃貸借料金を乙に支払わなければならない。

3 第12条、第13条及び第14条の規定によりこの契約が解除または一部解除された場合は、甲は速やかに自動車を返還しなければならない。

4 前項に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、第11条第1項に定める甲に起因する契約解除の場合はその限りでない。

5 甲は、自動車返還の際、自動車の原状が契約期間中の経年劣化及び通常の走行による車両の自然摩耗を除き、引渡の時と異なる場合は甲の責任で自動車を原状に回復しなければならない。但し、第9条第1項により乙の承諾を得て実施した原状変更についてはその限りではない。

(協議事項)

第21条 この契約の条項について疑義が生じた事項及び契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 住 所 沖縄県浦添市大平一丁目27番1号
名 称 沖縄県立大平特別支援学校
氏 名 校長 古我知 博樹 印

乙 住 所
名 称
氏 名 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。